

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500737 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500202 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 6 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「A社役員賞与支給明細（43 期）」により、請求者は、平成 24 年 6 月 27 日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（100 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 6 月 27 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 6 月 27 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500710 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500203 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額を 70 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 6 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「A社役員賞与支給明細（43 期）」により、請求者は、平成 24 年 6 月 27 日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（70 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 6 月 27 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 6 月 27 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500711 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500204 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額を 65 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 6 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 6 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「A社役員賞与支給明細（43 期）」により、請求者は、平成 24 年 6 月 27 日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（65 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 6 月 27 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 6 月 27 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500716 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500205 号

第1 結論

請求者の A 事業所における平成 16 年 12 月 20 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所の人事資料を引き継ぐ B 事業所から提出された、請求者の A 事業所における請求期間に係る賞与支給控除一覧により、請求者は、平成 16 年 12 月 20 日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 20 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500684 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500206 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月14日の標準賞与額を25万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年7月14日

A社に勤務した期間のうち、平成18年7月14日支給分の標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる預金通帳の写しを提供するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の従業員が保有する請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、平成18年7月14日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額（25万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、平成18年7月14日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について照会をすることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500042 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500207 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 55 万 7,000 円に、平成 18 年 6 月 28 日の標準賞与額を 40 万円に、平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額を 57 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日、平成 18 年 6 月 28 日及び平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日、平成 18 年 6 月 28 日及び平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 6 月 30 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 6 月 28 日
⑤ 平成 19 年 12 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③について、金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」により、平成 17 年 12 月 16 日に A 社から 48 万 6,864 円の振込みが確認できる。

また、A社の同僚が保有する平成 17 年 12 月の賞与支給明細書によると、厚生年金保険料欄は空欄となっているものの、健康保険料欄に健康保険料及び厚生年金保険料が合算して記載されていることが推認できる。

さらに、上記賞与支給明細書において、賞与支給額の 11%に相当する額が健康保険料欄に記載されていることから、請求者についても、同様に控除されていたものと推認できることを踏まえ、上記「お取引明細表」により確認できる振込額から判断すると、請求者は、A社から平成 17 年 12 月 16 日に賞与（60 万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（3 万 9,726 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④及び⑤について、請求者から提出された平成 18 年 6 月分賞与及び平成 19 年 12 月分賞与に係る給与支給明細書並びに金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」により、請求者は、A社から平成 18 年 6 月 28 日に賞与（41 万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（2 万 8,565 円）を、平成 19 年 12 月 19 日に賞与（59 万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（4 万 3,194 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③から⑤までに係る標準賞与額については、請求者が保有する上記給与支給明細書及び同僚が保有する上記賞与支給明細書並びに金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 16 日は 55 万 7,000 円、平成 18 年 6 月 28 日は 40 万円、平成 19 年 12 月 19 日は 57 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 16 日、平成 18 年 6 月 28 日及び平成 19 年 12 月 19 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②については、請求者は、当該期間に係る賞与支給明細書等を保有しておらず、A社の財務担当者も、請求者の当該期間に係る賞与に関する資料はない旨陳述していることから、請求者に係る当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1500610号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1500208号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月15日から平成17年10月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。毎月、全額自己負担で厚生年金保険料を支払っていたので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年7月にA社に入社し、平成20年8月まで勤務していたと主張しているが、オンライン記録によれば、請求者は、同社において昭和54年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和55年10月15日に被保険者資格を喪失後、平成17年10月1日にB社（平成4年5月12日にA社から名称変更）において被保険者資格を再取得しており、請求期間の被保険者記録は確認できない。

また、B社が加入する厚生年金基金からの回答により、当該厚生年金基金における加入員記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、請求期間当時、請求者と雇用関係はなく、請求者が経営するC事業所を通じて個人償却制として請求者に業務を依頼する関係にあったため、社会保険に加入させていなかつた旨回答している上、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した平成17年10月1日と同日に被保険者資格を取得した一人は、当該取得日前は同社で個人償却制として働いており、厚生年金保険に加入していなかつた旨陳述している。

加えて、請求者から提出されたB社からC事業所に対して発行された請求書等において、B社が請求者から請求期間に厚生年金保険料を控除していたことを確認することはできない。

また、請求者が、現在居住しているD市の国民健康保険の加入記録から、請求者は請求期間のうち昭和60年8月1日から平成17年10月1日までの期間において、国民健康保険に加入して

いることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。